

【 学校感染症の種類と出席停止期間について 】

- 学校において予防すべき主な感染症の種類と出席停止期間の基準は、表の通りです。(学校保健安全法第19条、学校保健安全法施行規則第19条)
- インフルエンザと新型コロナ感染症の経過報告書および治癒証明書は、感染拡大防止のための確認が目的であることをご理解ください。
- 感染拡大防止のため、出席停止期間の基準を守って登校させてください。(医師の指示に従ってください)

< インフルエンザ及び新型コロナ感染症と診断された場合 >

学校指定の様式「インフルエンザ・新型コロナ経過報告書」^{注1)}を提出するようお願いします。(病院の様式でもかまいません)

< インフルエンザ・新型コロナ以外の感染症と診断された場合 >

診断を受けた病院で「治癒証明書 (完治証明書)」^{注2)}を発行してもらい、確実に提出するようご協力下さい。

注1) インフルエンザ・新型コロナについては、医療機関等からも治癒証明書の発行を求めないよう、周知されています。(厚労省_Q&A)

注2) 様式は保健室に用意しておりますが、病院の様式でもかまいません。(文書料を求められる場合がございます)

	種 類	考 え 方	出 席 停 止 期 間 の 基 準 等
第 一 種	<ul style="list-style-type: none"> * <u>エボラ出血熱</u> * <u>クリミア・コンゴ出血熱</u> * <u>痘瘡</u> * <u>南米出血熱</u> * <u>ペスト</u> * <u>マールブルグ病</u> * <u>ラッサ熱</u> * <u>急性灰白髄炎</u> * <u>ジフテリア</u> * <u>重症急性呼吸器症候群 (SARS)</u> * <u>中東呼吸症候群 (MERS)</u> * <u>特定鳥インフルエンザ (H5N1)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> * 感染症予防法の一類感染症および二類感染症。(結核を除く) * <u>感染力が強く、罹患した場合重篤になる可能性が高い</u>ため、特に定められたもの。 	<p>治癒するまで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条7項から第9項までに規定する「<u>新型インフルエンザ等感染症</u>」、「<u>指定感染症</u>」及び「<u>新感染症</u>」は第一種の伝染病とみなす。
第 二 種	<ul style="list-style-type: none"> * <u>インフルエンザ</u> (特定鳥 flu・新型 flu を除く) * <u>百日咳</u> * <u>麻疹</u> * <u>流行性耳下腺炎</u> * <u>風疹</u> * <u>水痘</u> * <u>咽頭結膜熱 (プール熱)</u> * <u>新型コロナウイルス感染症</u> * <u>結核および髄膜炎菌性髄膜炎</u> 	<ul style="list-style-type: none"> * <u>空気感染</u>または<u>飛沫感染</u>するもの。<u>児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い。</u> 	<p><u>インフルエンザ</u>：発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで</p> <p><u>百日咳</u>：特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで</p> <p><u>麻疹</u>：解熱後3日を経過するまで</p> <p><u>流行性耳下腺炎</u>：耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで</p> <p><u>風疹</u>：発疹が消失するまで</p> <p><u>水痘</u>：全ての発疹が痂皮化するまで</p> <p><u>咽頭結膜熱</u>：主要症状が消退した後2日を経過するまで</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症</u>：発症後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで</p> <p><u>結核および髄膜炎菌性髄膜炎</u>：病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで</p>

<p style="text-align: center;">第 二 種</p>	<ul style="list-style-type: none"> * <u>コレラ</u> * <u>細菌性赤痢</u> * <u>腸管出血性大腸菌感染症</u> * <u>腸チフス</u> * <u>パラチフス</u> * <u>流行性角結膜炎</u> * <u>急性出血性結膜炎</u> * <u>その他の感染症</u> <small>(注1)</small> 	<p>* <u>学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある</u>もの。</p>	<p><u>病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで</u></p>
--	--	---	---

< 学校保健安全法施行規則第 19 条より (2023.5.8 付一部改正) >

(注1) 「その他の感染症」とは

学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば校長が学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患。

出席停止の指示が出されるかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における発生・流行の状況などを考慮して判断されます。

1. 出席停止の措置が必要となりうる感染症の例 (条件によって)

溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)、など

2. 出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例 (通常)

アタマジラミ、みずいぼ(伝染性軟属腫)、伝染性膿痂疹(とびひ) など